

## 国立大学法人鳴門教育大学年俸制適用教員の業績評価に関する細則

平成30年3月22日  
細則第6号

(目的)

第1条 この細則は、国立大学法人鳴門教育大学年俸制適用教員給与規程（平成30年規程第11号。以下「年俸制教員給与規程」という。）第5条第2項に規定する業績評価に関する事項を定めることを目的とする。

(評価期間)

第2条 年俸制適用教員（以下「年俸制教員」という。）の業績評価の対象となる評価期間は、当該年度の4月1日から3月31日までの1年間とする。ただし、年度途中から年俸制教員となった者にかかる評価期間は、適用となった日から3月31日までとする。

(評価項目)

第3条 業績評価は、次の各号に掲げる項目により行う。

- (1) 教育
- (2) 研究
- (3) 社会貢献
- (4) 国際交流
- (5) 大学運営
- (6) その他（外部資金獲得状況等）

(目標及び計画の設定)

第4条 年俸制教員は、当該年度の4月1日以降（年度途中で新たに年俸制教員になった者にあつては、新たに年俸制教員となった日以降）速やかに、別記様式の年俸制適用教員の業績評価書（以下「評価書」という。）により年度の目標及び活動計画を記入し、学長に提出する。

2 学長は、必要に応じ年俸制教員と面談を行い、目標及び活動計画を確定する。

(評価の方法)

第5条 業績評価は、次の各号に掲げる方法により行う。

- (1) 年俸制教員は、前条の規定により確定した活動計画に対する活動実績について、評価書に活動実績及び自己評価を記入し、当該年度の1月末までに学長に提出する。
- (2) 学長は、年俸制教員から提出された自己評価に基づく業績評価に係る審査を行うため、業績評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- (3) 委員会の委員は、学長が指名する。
- (4) 委員会は、評価結果案を作成し学長に報告する。
- (5) 学長は、必要に応じて年俸制教員と面談を行ったうえで、2月末までに最終評価を行う。

2 前項の評価は、次の表に掲げる評価区分により行う。

評価区分	内 容 等
S	期待されている水準を大幅に上回っており、特に顕著な業績を上げている。

A	期待されている水準を上回っており、顕著な業績を上げている。
B	期待される水準どおりの業績を上げている。
C	期待される水準を下回っており、顕著な業績がない。
D	期待される水準を下回っており、顕著な業績がなく改善を要する。

(評価結果の通知)

第6条 学長は、最終評価を行ったときは、その評価結果を年俸制教員に通知する。

(意見申立て)

第7条 前条の通知を受けた年俸制教員は、評価結果について不服又は意見があるときは、当該評価結果の通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に、学長に対して文書により意見申立てを行うことができる。

2 学長は、意見申立てがあったときは、必要な措置を講ずるものとし、その結果を当該年俸制教員に通知する。

(雑則)

第8条 この細則に定めるもののほか、年俸制教員の業績評価に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

### 年俸制適用教員の業績評価書

#### 1. 所属・職名，氏名，評価期間

所属・職名		氏 名	
評価期間	年 月 日	～	年 月 日

#### 2. 目標及び活動計画，自己評価等

項 目	目標及び活動計画 ※1	活動実績，自己評価 ※2
教 育		自己評価区分：
研 究		自己評価区分：
社会貢献		自己評価区分：
国際交流		自己評価区分：
大学運営		自己評価区分：
そ の 他		自己評価区分：

※1 目標及び活動計画，活動内容，活動内容の時期等について，簡潔に記載すること。

※2 活動実績及び自己評価を簡潔に記載し，根拠資料がある場合は添付すること。

自己評価区分は5段階で表記すること。

5：目標を大きく上回って達成した。4：目標を十分に達成した。3：目標を概ね達成した。

2：目標をやや達成できなかった。1：目標を達成できなかった。

### 3. 評価

#### (1) 委員会による評価結果案

評価区分	所 見		
評価日	年 月 日	委員会委員長	

#### (2) 学長による最終評価結果

評価区分	所 見		
評価日	年 月 日	国立大学法人鳴門教育大学長	